

## 未決拘禁法案に反対し、代用監獄の廃止を求める決議

- 1 現在、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「未決拘禁法案」という）が、参議院で審議されている。

未決拘禁法案は、代用監獄の恒久化に道を開くばかりか、現在は使用されていない防声具の使用を認め（213条）、弁護士の接見に対しても一時停止（219条）や施設管理上の支障を理由にした制限（220条）があり得ることを定めるなど、人権侵害をもたらす重大な問題点を含んでおり、到底容認できない。

- 2 自由法曹団は、2006年2月22日、同法案の土台となった「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」による「提言」を批判し、「冤罪の温床となる代用監獄制度の廃止を求める声明」と発表した。同提言については、マスコミなどからも批判が挙がっていた。

また、3月13日に、未決拘禁法案が国会提出された際にも、私たちは、「未決拘禁法案に反対し、代用監獄の廃止を求める声明」を発表し、代用監獄に法的根拠を与えて固定化させる点などを批判した。

日弁連の委員も、衆議院法務委員会の審議の際に、同法案に反対する意見を述べるなど、全国で、法案反対の声が挙がっている。

- 3 代用監獄制度は、刑事事件の被疑者や被告人など法律上無罪推定を受ける未決拘禁者について、捜査機関である警察署がその身柄を拘束・収用し続ける仕組みであって、自白の強要や人権侵害を生み、冤罪の温床となっている。

国際人権（自由権）規約9条3項などが、未決拘禁者について、速やかに捜査機関の下から裁判官または司法官憲の管理下に移行するよう求めていることに反する前近代的な制度である。

代用監獄については、1980年の法制審議会答申でも、これを漸減させるべきことが明記されていた。しかるに、法案では、警察が被疑者・被告人を拘禁し続けることに法的根拠を与える内容となっており、代用監獄を恒久化させるものにほかならない。前記の法制審答申にも明らかに反している。

- 4 現在、言論弾圧事件が多発し、共謀罪や国民投票法など国民の自由な言論を抑圧しようとする法規の整備が目論まれている。こうした中で、警察による未決拘禁者の身柄拘束制度を恒久化し、警察権限の更なる強化を認めることは、恣意的な逮捕・勾留を誘発し、冤罪を増やす危険性が高い。

自由法曹団は、未決拘禁法案に断固反対し、冤罪の温床となる代用監獄制度の廃止を求めて、たたかうものである。

2006年5月22日

自由法曹団札幌研究討論集会